

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人共友会の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する

（1） 理事長については、各年度の総額が300万円を超えない範囲で報酬を支給する。

ただし、月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（2） 役員については、理事会等の出席において1回あたり5,000円の報酬を支給する。

（3） 評議員については、評議員会等の出席において1回あたり5,000円の報酬を支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員及び評議員に対する報酬等は、次の通り支給する。

（1） 理事長の報酬については、毎月25日に支給する。ただし、当日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日とする。

（2） 役員及び評議員等に対する報酬等の支給時期は、会議開催後、現金にて支払する。

（交通費の支給）

第5条 旅費については、理事会及び評議員会等の出席において、小松市内は3,000円、加賀市・能美市・川北町は5,000円、その他の石川県全域は7,000円、石川県外は実費相当額の交通費を支給する。

（公表）

第6条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月2日から施行する。